

25年12月向け

「企業法」逐条解説講座
受講生各位

2025年11月

訂正のご案内

平素は LEC 公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

25年12月向け「企業法」逐条解説講座 (EB25384) に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

●逐条解説 I (EL24879) P341 3 の (2) の後段

【誤】

もっとも、当該議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会においてその報酬を相当とする理由を説明しなければならない (361 条 2 項)。この点は、1 項 3 号についても同様である。

【正】

もっとも、当該議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会においてその報酬を相当とする理由を説明しなければならない (361 条 4 項)。

●同 3 の (3) の文末

【誤】

(361 条 1 項 3 号)。

【正】

(361 条 1 項 6 号)。

EL25948